

平成 18 年 2 月 28 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

優先出資証券発行に係わる特別目的子会社の設立について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄）は、本日開催の取締役会において、将来の資本政策の柔軟性を高めるために、優先出資証券の発行を目的として、英領ケイマン諸島に当社の 100%出資子会社 MUFG Capital Finance 1 Limited、MUFG Capital Finance 2 Limited および MUFG Capital Finance 3 Limited を設立することを決定しました。

また、今回発行する優先出資証券の概要は以下のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定です。なお、本優先出資証券は、BIS 自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定です。

発行体	MUFG Capital Finance 1 Limited	MUFG Capital Finance 2 Limited	MUFG Capital Finance 3 Limited
	英領ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当社が議決権を 100%所有する特別目的子会社		
証券の種類	米ドル建配当金非累積型 永久優先出資証券	ユーロ建配当金非累積型 永久優先出資証券	ユーロ円建配当金非累積型 永久優先出資証券
	当社普通株式への交換権は付与されません		
発行総額	3 通貨合計で 3,000 億円を目途に、投資家の需要動向等に応じて決定する（ただし、増額する場合でも 5,000 億円は超過しない）		
配当金	未 定		
資金使途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京 UFJ 銀行の資本増強に充当		
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位		
募集形態	米国 SEC 登録を実施し、米国および欧州を中心とする海外市場における機関投資家を対象とするグローバルオフリング		
上 場	シンガポール証券取引所（予定）		

（注）関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。

以 上

ご注意：この文書は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループの優先出資証券発行に係わる子会社株式取得に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国の当該州の証券法に基づく届出または登録前に行う優先出資証券の募集、勧誘の申し込みまたは販売が違法となる米国の州における証券の募集、取得の申し込みの勧誘または販売を構成するものではありません。